

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置  
及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

平成26年7月

九都縣市首脳会議



## 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について

平成 26 年 7 月 25 日

九都県市の緑地は、都市化の進展により現在もなお減少を続けています。一方、都市における緑地は、良好な景観の形成をはじめ、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の軽減、防災機能など、多岐にわたる公益的機能を有しており、緑地が果たす役割への期待は、今まで以上に高まりを見せています。

九都県市においては、こうした緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、緑地の保全・創出・再生が重要な課題となっています。

このため、必要な法令改正の措置を講ずるとともに、国の財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
農 林 水 産 大 臣	林 芳 正 様
国 土 交 通 大 臣	太 田 昭 宏 様
環 境 大 臣	石 原 伸 晃 様

### 九都県市首脳会議

座 長	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	東 京 都 知 事	舛 添 要 一
	横 浜 市 長	林 文 子
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	熊 谷 俊 人
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	加 山 俊 夫



(別紙)

- 1 法律に基づく近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全地域及び歴史的風土保存区域、並びに九都県市それぞれ独自の条例等に基づく緑地（以下「保全緑地」）に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。  
また、市民緑地や公園用地として借地している樹林地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。
- 2 保全緑地の公有化に係る譲渡所得の特別控除額を引き上げるなど、税負担の軽減措置について拡充していただきたい。
- 3 地方公共団体による緑地や公園の用地取得・整備、保全緑地の維持管理に対する財政支援策を拡充していただきたい。
- 4 緑化地域制度について、適用除外とする建築物を見直すとともに、緑化面積の算出について地方公共団体が柔軟に運用できるよう、制度を拡充していただきたい。
- 5 地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等は、非課税にしていただきたい。
- 6 物納された緑地を地方公共団体が優先して保全できるように、無償貸付する制度を新たに構築していただきたい。
- 7 生産緑地指定の面積要件引き下げと買取り申出のあった生産緑地を地方公共団体が買い取るための財政支援策を拡充していただきたい。

(要望内容の趣旨)

九都県市においては、減少が続く緑地を保全・創出・再生するために様々な事業を推進しています。

緑地の保全に係る税制面については、これまで相続税等の軽減など優遇措置が図られてきましたが、依然として相続税対策に伴う緑地の減少が九都県市の大きな課題となっています。

また、市街化が進む九都県市では、ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の負荷の低減に資するため、それぞれの自治体が独自に緑地保全や緑化推進制度の創設などに努めておりますが、より一層効果的な事業の展開が求められています。

そこで、次のとおり要望します。

- 1 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因の一つとなっており、首都圏における緑地減少の大きな要因となっている。さらに、平成27年1月以降の相続からは、基礎控除が現行の6割にも縮小されることから緑地の売却等に拍車をかけることが懸念される。

また、市民緑地や公園用地として借地している樹林地については、契約期間の長さの評価減の割合が見合わないため、契約のインセンティブとして機能しない実態がある。

そこで、緑地のもつ公益的機能を確保する観点から、保全緑地について、土地所有者が緑地を持ち続けられるよう、相続税の納税猶予制度の創設、評価減の拡充など税負担の軽減策を講じるとともに市民緑地等については、制度の活用を促すため、軽減措置の条件となる契約期間を短縮するよう、見直していただきたい。

- 2 地方公共団体においては、条例等により基金制度を創設し、良好な自然環境の保全に努めているが、譲渡所得の特別控除は適用外となっている。開発を抑止し、行政への土地譲渡に対するインセンティブを持たせるためには、法律に基づく保全緑地に対する譲渡所得の特別控除額を引き上げるとともに、条例等に基づく緑地の買取り及び複数年度にわたる買取りを特別控除の対象としていただきたい。

- 3 地方公共団体においては、緑地の保全や都市公園等の整備など緑地を確保するための様々な施策を展開している。

今後これらの施策を一層推進する必要があることから、地方公共団体による緑地や公園の用地取得、整備に対する財政支援を拡充するとともに、保全緑地の維持管理に係る財政支援策を構築していただきたい。

4 地方公共団体では良好な都市環境の形成を図るために、緑が不足している市街地などにおいて、緑化を推進するための様々な施策を展開している。

今後、市街地の緑化を一層推進するため、緑化地域制度において建ぺい率の限度が10分の8とされている地域内で、かつ防火地域内にある耐火建築物などについても規制を適用させるとともに緑化面積の算出方法などを地方公共団体が柔軟に運用できるよう、制度を見直していただきたい。

5 土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

この緑地保全奨励金等は課税されていることから、その制度の趣旨を尊重して非課税措置を講じていただきたい。

6 相続税の物納地のうち、九都県市が保全対象とする緑地については、九都県市が優先的に保全できるよう、当該物納地を無償貸付する制度の創設を図っていただきたい。

7 都市の農地は市街化区域内の農地として優れた緑地機能を有しているが、相続などを契機に年々減少し続けている。中でも生産緑地指定の面積要件を満たしていない農地は、相続税納税猶予制度が適用されないなどにより、このまま放置すれば、将来、都市から農地が消え、良好な都市環境の形成に大きな支障を来すことが予想される。

また、生産緑地地区については、営農者の死亡等により買取り申出がされても、多くの地方公共団体は財政上の理由から買取りができずに、生産緑地地区の指定を解除している。

そこで、生産緑地地区指定の面積要件を引き下げ、市街化区域内における都市農地の緑地機能の保全を促すとともに、買取り申出のあった生産緑地については、地方公共団体による買取りを推進できるよう、補助支援制度を拡充していただきたい。